

平成 30 年 6 月 11 日（月曜日）

第 2 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 2 日 目）

平成30年第2回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1 番	杉 原 崇 君	2 番	櫻 井 靖 君
3 番	緑 山 市 朗 君	4 番	赤 間 幸 夫 君
5 番	高 橋 利 典 君	6 番	阿 部 幸 夫 君
7 番	澁 谷 秀 夫 君	8 番	今 野 章 君
9 番	太 齋 雅 一 君	10 番	後 藤 良 郎 君
11 番	菅 野 良 雄 君	12 番	高 橋 幸 彦 君
13 番	色 川 晴 夫 君	14 番	阿 部 幸 夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻 井 公 一 君
副 町 長	熊 谷 清 一 君
総 務 課 長	千 葉 繁 雄 君
財 務 課 長	佐 藤 進 君
企 画 調 整 課 長	佐々木 敏 正 君
町 民 福 祉 課 長	太 田 雄 君
健 康 長 寿 課 長	児 玉 藤 子 君
産 業 観 光 課 長	安 土 哲 君
建 設 課 長	赤 間 春 夫 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鷹 平 義 弘 君
水 道 事 業 所 長	岩 渕 茂 樹 君
危 機 管 理 監	蜂 谷 文 也 君
子 育 て 支 援 対 策 監	本 間 澄 江 君
総 務 課 総 務 管 理 班 長	櫻 井 和 也 君
教 育 長	内 海 俊 行 君
教 育 次 長	三 浦 敏 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	千 葉 義 行	主	査	菊 地 磯 子
---------	---------	---	---	---------

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 3 0 年 6 月 1 1 日（月曜日） 午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 3 5 号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 第 3 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度松島町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 〃 第 4 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 〃 第 5 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 〃 第 6 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度松島町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 〃 第 7 議案第 4 0 号 工事委託に関する協定の締結について
【仙石線高城町・手樽間第 2 磯崎踏切拡幅に伴う水路改修工事】
- 〃 第 8 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について
【町道根廻・磯崎線高城こ線橋桁製作工事】
- 〃 第 9 議案第 4 2 号 物品売買契約の締結について
【防災行政無線戸別受信機等備品購入】

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第2回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

―――さんであります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、10番後藤良郎議員、11番菅野良雄議員を指名します。

日程第2 議案第35号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、議案第35号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫君議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。まずもって、改めましておはようございます。

なかなか的を射て質問するにはいろいろとあらかじめ勉強しなければということもあってやっばくるんですが、思いの半分もなかなか質問しえないという場面もありますから、できるだけその辺を理解くだされて、丁寧な説明を期待して質問に入ります。

まずもって、この放課後児童支援員の今松島町における現在の従事者状況というんですか、何時から何時までとか、あるいは交替制で対応してますとか、あるいは現在の員数が男女別でどのような比率であるのか、その年齢構成等も含めて教えていただけたらと。ましてや、いろんな働き方があって、その対応も含めてですが、予備的支援員の確保なんていうのもされてるのかどうか、そういったところをまずもってお伺いしたいんですが、教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 現在、放課後児童支援員については、9名おります。もう一人、

補助員という形で1人おまして、都合10人で放課後児童のほうの運営に携わってる状況です。

それで、男女別についてなんですけども、全て女性の方ということになります。児童館においての、児童館については4名配置、それから第二小学校については2名配置、それから品井沼の改善センターのほうでは2名配置、あとそれからシフト上ですね、お休みになる方もいらっしゃいますんで、そのためにフリーの方2名ということで配置。時間数につきましては、7時間45分というような形になっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 松島町はそういった一つの従事対応に応じてなんですが、名簿登載したりして常に有事想定も頭に置きながらでしょうけども、そういったものを管理して、シフト上どうしても夏休み時期だとか冬の時期だとか雇用の関係でもありましようけども、休まざるを得ない、長期にわたって休まざるを得ない、あるいは両親の介護等で休まなければいけないというようなことに対しての対応で、緊急性も含めてあろうかと思うんですけども、そういった場合に、今大体お話し聞いてみると現在は10名ほど確保されて対応しておるようですが、さらに予備役的に3名程度確保してるとか、そういった名簿登載で確保、これまでと今後も踏まえて描いてはおらないんでしょうかというところです。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今児童数そのものなんですけども、5月1日現在で101名ということで、児童館については53名、それから二小については31名、それから品井沼改善センターについては17名ということで、1クラス2名以上の支援員の配置を要すると。1クラスについては40名までの児童が受け入れ大丈夫だよということで、それに従いましてというか、10名、補助員含めて10名なんですけども、不足してるとか、これまで長期のお休みになった方というのがございませんでしたので、十分にその10名で運営がなされているということでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ちなみに、今回の条例の一部改正にかかわるケースとしての資格要件的に教員免許状の講習を受けてない場合の取り扱いを明確にしての話なんですけども、そういった立場にあられる方、あるいは現在10名の方々が10号になるんだと思いますけども、町長が認めてくださる範囲で5年以上従事しておられる方とか、そういった比率については、どんなあんばいになってるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 教員資格を持たれてる方、そのほかに基礎資格として幼稚園の免許とか保育士の資格とかそれぞれありますんで、その内訳を申し上げます。

幼稚園と保育所の資格両方持ってる方が1名、それから中学校の教員免許持ってる方が1名、それから幼稚園の資格のみを持ってる方については2名、それから条例のほうで高卒者については2年以上の実務経験を要するというのが基礎資格となっておりまして、そういったことで2年以上の実務を経験してる高卒者の方が5名、都合9名ですが、資格を持たれてる方、そして補助員はその資格を有しないということになっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。（「以上です」の声あり）

他にございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私も今同じようなことを聞こうと思っていたんですが、大変よかったなと。今回、金曜日にいただいたこういう資料、我が町でもこういう資料つくっていただいて、子供の子育てに関する内容としてよくまとまってて、見させていただいてよかったなと思って見ておりました。

それで今お聞き、ほとんどしていただいたんですが、教員資格を持てれば支援員になれるすよと、こういうことなんです、実際の運用に当たって、教員の免許は持ってるけど教壇には一度も立ったことないという方も当然いるのかなというふうに思うんです。その場合の運用上の考え方として、やっぱり現場を直接経験された方とそうでない方とでは違うのかなという気がしますので、その辺運用上でどんなふうに考えているのか教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 法令上はあくまでも教員資格を有する方というのが大前提になっておりまして、一方その運用側でどうなのかというようなお話になりますと、その採用時に必ず我々職員が面接という形をとりまして、その方の面接等についての評価をして、あとは臨時職員の会議を通じてこの人が適切かどうかというのは判断して、最終的には町長が臨時職員の採用という形のスタイルをとってます。その面接の段階で資格はあることを判断し、その中で、面接の中で、例えば今まで教壇に立った経験がございますかというようなことのお話は聞く、初めての方であれば話は聞くと。

なお、いずれも今継続されてる方については、ずっと教育経験がある方ということで、教壇の経験があるという方たちになっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

それから、条例の条文のことでお聞きをしたいと思ったのがあるんですが、第10条の3項の9ですね、「高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって町長が適当と認めた者」、こういうふうに10条の第3項9にあって、今回改めてその9号の後に10号を加えるわけですが、この10号では「放課後児童健全育成事業に従事した者」ということで若干ニュアンス違うんですね。「類似する事業に従事した者」と「育成事業に従事した者」ということで、これなぜ違うのかなという気がしたんです。9号と同じように類似する事業に従事した者ではいけないのはなぜなのかなとちょっと疑問に思ったものですから、その辺について、もしわかれれば教えてほしいなと思います。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 詳細につきましては、国の実はQ&A等にもその辺はちょっと明記されておらない状況なんですけども、9号については高卒経験で2年以上その事業に類似する事業に従事した者と、あと10号については5年以上の実務経験を要して、なおかつ町長が適当と認めた者というような内容になっておりまして、一つは9号と10号の違いについては、高卒者といわゆる中卒者がありました。高卒者が2年ということで、ある程度高卒と中卒の違いということで5年と、中卒者は5年と、ちょっとある程度経験を積みなさいよというような内容と。

それから、前段でも申し上げましたんですけども、類似するものというのはちょっとQ&Aには今までちょっと示されてはおらず、あくまでも放課後児童支援に携わってるというようなニュアンスで私のほうでは捉えておりました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなかちょっと私もわかんないんでお聞きしてるわけなんです、言ってみれば9号のほうは高卒の方を対象にしてると、10号のほうは言ってみれば中卒以上でもいいよと、こういう関係の項目になるんだと思うんですが、例えば私、金曜日失敗したなと思ったんですね。教育民生常任委員会で報告したんですが、報告したのはいいんですが、現地調査をした箇所、1カ所忘れてたなと思って、希望園見なかったのね。希望園見ないで報告、まずかったなと思って、報告聞いてから思って失敗したなと思ってたんですが、それで類似するということになると、例えば希望園にこういう方がいるかどうかわかりませんけども、補助員として希望園で例えば仕事をなさって実務経験もありますよと、こういう

方は、中卒でそういう方がいた場合に10号の対象にはならないわけですよね。これでいくと放課後児童健全育成事業に従事した者というふうになってますから対象にならない。類似するものということになると、そういう子供を対象とする福祉等の施設で働いた経験があればいいですよという解釈になるんだと思うんです。そうすると極めて限定された中で、この10号のものというのは運用されるんだなというふうに思ったものですから、類似するものではなぜいけないんだろうなと。なぜ限定したんだろうなと。これ、官報見れば課長が答弁したとおり官報にそう書いてありますから、そのとおり条例もしましたということなんだと思うんですが、その辺もしわかれればと。わかんないですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 放課後児童健全育成事業というのは児童福祉法の第6条の3の第2項の規定に基づき、保護者が労働等によりまして昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業というのが一つ提起されております。いわゆる放課後児童学級が一つ捉えられていると思います。

類似というような形で先ほど来、国からの詳しい解説がないというようなことなんですけども、想定するに今、今野議員さんがおっしゃったようにある程度子供に携わる仕事をしてる事業であれば類似と見なすのかなというようなことも考えられます。一つは児童館での、今回は放課後児童なんですけども、例えば児童館事業なんかも類似と、一つの類似と見ることができるのかなと私なりには解釈しておりました。以上でございます

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） だから聞いているんですよ。児童館で仕事をなさってる人は放課後児童健全育成事業には従事していないわけでしょう。だから本来であれば中卒の方で児童館でいろいろ仕事をなさって実務経験も積みましたよと、だけどそのケースでは、この放課後児童健全育成事業者の対象にはならないわけですよ。最初から健全育成事業に従事して5年働かないと補助員としてならないわけですよ。だからなぜ高卒と中卒でそこまで差つけるのかなと。まあ2年と5年の差つけるのはしょうがないかなと思っても、事業の中身として、資格の中身としてそこまで差をつけていいのかなという思いがしたもんでお聞きしました。いいです。それ以上はなかなか答えは出ないと思いますので、そういうちょっと問題を感じたということとであります。

それから、補助員というのは特別研修とか何とかというのは必要がないのかどうか、その

辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 補助員については、研修の必要はございません。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今までですと厚生労働省関係のそういう放課後児童あるいは留守家庭児童学級やなんか主催したときに、そこで働く方々は何か一定の研修かなんかあって資格のようなものもあったような気がするんですが、そういう行為は一切なくてもいいということなわけですか。例えば補助員として入れたと、その場合に町として研修をさせるとか、そのことについてはどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 現在の補助員1名いるわけですけども、高卒で既に5年以上の実務を経験してるんで、有資格というか、その対象になりまして、今年度、その受講のほうは行っていただく予定になってます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 1点なんですけども、今、議論されておりました支援員が5年以上と、10号ですかね、10条3項10号最後、町長が適当と認められると盛んに答弁で言われましたけれども、いろんな部分で町長が認める場合は認可するとか許可するとかという文面が見られますけれども、この場合の町長が認める場合の基準、面接とかそういうもので言われておりますけれども、その基準のラインというんですか、実務経験して立派だとかそういうものがあるでしょうけれども、そういう基準というものはどういうふうになってるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 具体的な基準については国のほうからは示されてはいないんですけども、5年以上の実務経験が認められるかということと、またその勤務姿勢等が適正であったかということでの判断になると思います。その判断については、勤務姿勢等が適正か否かについては、やはり面接をした上で、やはりこれまでの勤務態勢とかご本人さんのお考えとか聞いた上で、この人は適正な方だなというのは面接の上での判断になるかと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 面接、そういうふうな大切な部分だと思うんですけど、ほか、職員の人との融和とかなんかということで職員の人たちからの情報とか、一緒に働いている人、そう

いう人たちの意見とかなんとかというのは聴取、そういうものなんかもあるかどうかなんですけど、どうなんでしょうか。そういうことは。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） ある程度担当職員のほうで毎日のご本人さんの事業への取り組みの姿勢とかというのは見えているわけございまして、あくまでも周りの話を聞くのかということにつきましては、常日ごろの中で職員が見ていると。あくまでも面接では協調性とか云々があるのかというのを判断させていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第35号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 平成30年度松島町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第36号平成30年度松島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良君） 後藤でございます。おはようございます。

それでは、五大堂太鼓の会の事業費について、若干教えてほしいなと思います。五大堂太鼓は皆さんご存じのとおり、女子駅伝とかさまざまな部分で活動とかいろいろ見させてもらって、みんなを元気にしたり、あるいは五大堂太鼓ですから、その冠のアピールにもなるし、すばらしいあれだなと今まで思っておりました。それで改めてこの事業概要とか見た中で、今現在の会員数が32名ですか、その内訳と年間の活動、大体大ざっぱに教えていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

会員の構成ということでございますので、合計人数は前回お話しさせていただいたとおり32名でございます。こちらの内訳としましては、まず役員会員ということで10名、会長1名、副会長2名、その他幹事がおります。そのほかの一般会員としましては、成年されている方が7名でございます。高校生が1名でございます。中学生が4名でございます。小学生が10名でございます。合計で22名、一般会員は22名、計32名でございます。

事業の主な活動内容でございます。年間毎週金曜日、こちら文化観光交流館のほうで練習されておりまして、そのほかのイベント等につきまして、平成29年度は約20回、外部のほうで公演とかイベントに参加してございます。主な内容としましては、例えば石田沢防災センターの開所式、長松園の夏まつり、あとは松島の流燈会・海の盆、五大堂まつりのほうでも演奏をされております。その他、昨年度リボンアート・フェスティバルのほうでも演奏しております。あと、2017松島町文化観光交流祭、こちらのほうでも活動されて、合計20回演奏のほうを行っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良君） それで、このメンバー等、その備品の中で触るわけですね。これだけの回数の催しとかいろいろ参加されて、実際に参加する場合に当たっての選抜の方法というのはどういうふうにしてるのか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えします。

メンバーの選抜ということなんですけれども、演目に応じて会員の方が入れかわり立ちかわり演奏していると。例えば、曲でいえば1番はこの方、2番はこの方という形で入れかわりで行われているようです。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良君） 私もわからないんで、この補助金の備品ごとの内訳が後ろに載っていますが、ざくっと単価というのがわかれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

こちらのほうのざくっとした見積もりなんですけど、長胴太鼓1台につきましては35万円程度となっております。こちらの長胴太鼓用の台につきましては2万5,000円程度です。あとはつけ締太鼓につきましては1台18万円、附締太鼓用の立ち台につきましては1万7,000円、

あとは鉄筒、こちら4万円ということになってございます。それでそのほかなんですけども、今回宝くじの補助金をいただくことで備品に宝くじの、こちらの備品は宝くじの助成で買いましたというシール必ず張らなきゃいけないんですけども、それについて一式で5万円ということで費用のほうは算出しております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。1 番杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） 杉原でございます。1 点だけお聞きします。

14ページの災害復旧費の公共土木施設災害復旧費について、震災から7年経過しまして、たくさん自治体から多くの災害派遣職員の方いらしていただいて震災からの復旧・復興にご尽力いただいておりますけども、今年度、合計で8名ということで年々人数的には減ってるんですけども、あとどのぐらいの期間応援いただけるのかというのはあるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 確実な約束というわけではありませんけども、ご存じのとおり32年度までは復興の期間ということですので、これは国も含めて32年度までは確実にお願いをしていくと。ただ、現時点で例えば31年度は何人、32年度は何人という確約まではちょっといただける状況にはないということです。ただ、32年度までは要請はしつづけていくという考えでございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） わかりました。私は大垣市とか滑川とかのカキの販売とか、この震災を機に応援職員の関係で行かせていただいて本当にすごくありがたかったんですけども、応援いただいた自治体のところと災害支援協定だとか、将来的にそういう考えとかというのは現在松島ではあるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 正確な数は今ちょっと手元にはありませんけども、例えば観光関係でも倉敷市とやってますし、それ以外の自治体とも災害含めて交流の協定というのを締結しております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） 具体的にはわかんないですね。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 支援いただいている自治体との災害支援応援協定という形で今6自治体と協定のほうは結ばせていただいております。いずれも震災以降の締結です。以上で

す。（「わかりました。いいです」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。私もこの一般会計補正予算について何点か質問させていただきます。

まず、第1点目ですが、2款1項8目企画費の部分でコミュニティ助成事業なんですけど、これは例年案内があって応募されて、あるいはこれまでも見てますと一連の交付決定までの流れを見て松島町における各種団体ですとか、あるいは行政区から町に対して照会が行われて対応されているものなんだろうなと思ってますが、ここ10年程度で構いませんけども、どんな事業がこのコミュニティ助成対象として採択され、それが現在どのように活用されておるのか、その追跡も含めて見ておられるのか、その辺も含めて教えていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 交付金の一連の流れということなんですけども、例年ですと7月、8月、各課を通じていろいろな自治会、コミュニティ活動してる団体のほうへ照会をかけてございます。交付申請につきましては、町から例年10月に申請をかけて、自治総合センターのほうで内部審査を経て交付決定通知、今回は平成30年3月28日に交付が決定されてございます。大体の流れは年間通して同じような月日で流れているものと思います。

続きまして、ここ数年の活動、助成の中身なんですけども、平成29年度、昨年度につきましては、松島地区で行われてます語り部の会、こちらのほうへ交付をしております。あとは町の消防のほうに消防活動費ということで助成をいただいております。その前がちょっと空きまして、平成25年度上竹谷地区ということで、こちらのほうも太鼓ですとか、こちらの助成を行っております。当時、平成25年度は上竹谷区ということで交付を行っておりますが、現在はこちらの団体が名前を変わりまして竹谷舞ということで活動しているものでございます。その前が平成21年度でございます。こちらにつきましては自主防災ということで町の消防のほうへ組織の育成費ということでテントとか、あとはAEDの購入費ということで行っております。

約10年間の活動につきましては、こういった流れでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） もう一つ、今お話しさせてもらった中でコミュニティ助成を受けて地域にそういった備品等備えられて、いろんな活動に展開されて利用されてるという状況だと思

いますが、その状況をつぶさに展開させてもらったり、担当課として追跡しての効果検証とかはしておられるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

交付をしての活動につきましては、現在団体のほうで実績報告というのをを出していただいております。例えば平成29年度につきましては、年度終わりにことし1年間の活動はこういった形で活動を行いました、何回活動しましたということで実績のほうを報告して内部のほうを確認してございます。あと、それ以前のものにつきましては、翌年度は検証を行ってございますが、それ以降の継続しての検証とかはちょっと今のところ行ってございません。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） そうすると、備品等によってはどれくらいの耐用年数をもったものが交付されて云々というふうな状況だとは思いますが、10年もたないうちに、また再度手が上がってくるようなことは多分ないんだろうなというふうに思ってるわけなんです、その点については、場面によってはあり得るんですか。ないですか。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

これまでに購入しました備品等につきまして、耐用年数というものの、一応太鼓とかにつきましては、日常のメンテナンス、皮の張りかえは3年に一度とか、そういった形は全て会のほうでやっていただいておりますので、うちのほうでの破損の修繕につきましては、今後購入したものについては行わないということで事前にお話をさせていただいております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 一度助成対象になり、交付を受けて、それをもって活動あるいは維持していく場合については、その団体の常日ごろの管理にお任せされるという理解でよろしいということですね。はい。

次に移ります。次、3款1項1目民生費の社会福祉総務費でございますが、今回貸付金420万ほどの計上になってございますが、これは何件見込まれて、その使われる先ですね、どのように捉えて420万の算出根拠になってますか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今回の補正につきましては、平成28年度、それから平成29年度の当初予算に計上した額を参考といたしまして420万としております。内訳といたしましては、半壊1件分の170万、全壊1件分の250万円を想定しております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） わかりました。

次ですが、7款1項3目観光費についてお伺いしたいと思います。

現在国宝瑞巖寺の落慶祝賀行事というんですか、そういったものを6月の24日に当て、今回は6月の22日金曜日ですが、それを前夜祭と称して、このブルーインパルスジュニアに係る運搬及び安全対策等の経費ということで計上されてるわけなんです。額的には32万5,000円程度であります。町としての、まず第1点目、よく聞かれるんですが、なぜ平日の22日なんですかというところですね。その決まり、流れ等何か論議した点がありましたら教えていただきたいでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 記念事業のほうで6月22日ということで平日金曜日でございますが、土曜日であれば6月23日の土曜日だったと思います。その日につきましては、政宗公の通夜に当たる藩祖忌ということに当たっておりまして記念事業はふさわしくないだろうと。24日の法要と当たりますので、そういった経緯で22日が前々夜祭ということで落慶記念事業の慶祝事業というふうになっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） いわゆる国宝瑞巖寺、お寺の事業であるから、その前日等24日が本落慶、法要日というふうな形になってるがゆえに22日、1日間を置いた前日、22日の平日にもってきたということですね。せっかくこういった祭りのような行事が、人の集まりの点からいろいろ考えても、あるいはこれに協力いただく団体等の関係も含めてでしようが、そういった流れで決まったんだということでしょう。

で、ちょっと私がお伺いしたいのは、ここが本分なんです。松島町からのこの前夜祭に当たって日中と夜の部と分けていろいろ対応されてるんですけども、職員等の協力態勢というんですか、そういったものを町長の命令・発令になるのか、職務扱いとか、そういったことをされながら対応するような予定でいるのかどうか、あくまで外部のほうに警備等中心にお願いする流れになってるのか、その辺はどうなんでしょう。お伺いしておきます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） その日当日に警備に当たる、かかわる人数につきましては、約150名弱となっております。

ただ、松島町の職員がどの程度携わるかというふうに申しますと、武者行列の中で約10名ほど、道路の安全対策ということで警備のほうに当たる予定でおります。また、運営のほうに関しましては、産業観光課職員のほうが慶讃会のほうの事業も一緒に支援して今までできておりますので、そちら3名対応するというふうになっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ぜひともこれまでになかった祝賀行事というんですか、お祭り事ですけども、今後ともそういった行事もなかなか瑞巖寺にかかっては発生しないから、私ども地域でも昨日も役員会等開いて、できるだけ協力しましょうということで24日は神社関係の仲間たちを連れて対応しようということで、とにもかくにも松島町のいろんな捉え方に、やはりもう少し観光をメインにするとするならば魅力ある行事とすべきで、感動と喜びをぜひとも来てくださる観光客の皆さんを中心にみんなで享受できるようなものにしようということで話し合ったところです。ぜひともそういった点も松島を挙げて、町を挙げて対応していただきたいなというところをお願いしておきたいと思います。

次に、8款2項3目です。道路新設改良費で書かれてます後段2行ですか、富山の避難路整備事業1億5,000万ほど計上されてるわけですが、財源上は漁業集落復興効果促進事業費を当て込んで展開していくということで、まず今回1億5,000万をかけて三浦の避難所から富山観音までのルートを整備される、その捉えとしての効果促進というものを、どのように描いていたのかなというところをお聞かせいただきたいなと思うんです。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 復興交付金事業のこの効果促進事業につきましては、まず復興交付金事業が基幹事業と効果促進事業という形で、基幹事業に対して効果促進を上げるための事業が効果促進事業という形になります。こちらの基幹事業につきましては、漁業集落防災機能強化事業というもの、手樽の漁港周辺のかさ上げ事業等が基幹事業となるわけですが、こちらの効果を促進する事業という形で、国からその事業費の20%が一括配分となって自動的についてくるというか、配分になるような形になっております。

ただ、これを執行するに当たりましては、復興庁及び各省庁ですね、こちらでいきますと水産庁になりますけども、水産庁と協議をしながら、了解をもらった上で進めなければならな

いということで地主と協議をする形となっております。その関係上、効果促進ですので、やはり津波に対する効果という形で避難ルートということで富山部分を採用させていただいたという形になっておりまして、なかなか地区以外には使いづらいという形があったので、その中で何ができるのかということで富山の避難路を考えさせていただいたという形になっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 交付金事業というか、こういった災害を受けたことによって未来永劫こういった二度と被害者等発生しない、あらかじめ保険手当て的な要素も持ちましょうが、これくらいの経費をかけながら、いわゆる一種の松島町の社会資本の整備に充てるという考え方のもとに展開してるんだらうというふうに理解はするんですが、こういった補正予算あるいは予算を組むに当たって、どうしても私はトータル的に、当初予算でもそうですけども、あるいは決算の9月の議会なんかでもそうですけども、見方としてですけども、町全体を通して松島町民が第一に安全、安心できる町にするためにはというところを見ていったときに、将来的な財政負担が伴っていくようなケースに当たっては、これは後年度において町民の皆さんに過大な負担を残してしまうのではないのかというところ、できたから終わりじゃなくて、できた後の完成を維持修繕含めて進んでいくわけですから、そういったことも念頭に置いた計画なり計画の実施を描いてほしいなと思うんです。

ひとつ、これはちょっとこの部分とかかわりはまるっきりないわけなんですけど、松島町の行政区を通過する45号あるいは国道346とか、そういったものを見たときに、ちょっと常に考えることとして国道346号から泉ヶ原大菅線というんですか、初原区の宮ノ入地区なんかを通過して初原の向田地区を経て反町から紫神社側に抜け、湯ノ原に抜け、海岸方向に抜けるというようなルートは道路の県道とか町道とか名称をきちんと定まって、それこそ幹線道路的な要素あるにもかかわらず、現況を見ますとその存在すらもなくなってる状況があると。そういったところをどうして避難通路なり避難道路の確保として描けないのかな、描かなかったのかな、あるいはそれを将来的に見た場合に、そういった道路があることによって面的な整備が展開していくんではないのかなというふうに見たわけですけども、そういったことが庁内態勢の中に論議されてなかったのかなというふうに見るんですけども、そういったところはどうでしょう。経験則的にも思い起こして、こういうところはやっぱり今後反省点だなというふうになるのかどうか、ちょっと聞きたいんですが。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） おっしゃられている箇所につきましては、多分初原地区の宮ノ入から国道346までに抜けるルート、あとその346から大菅踏切のところまで抜けるルートという形の町道だと思いますけども、町道面につきましては、1級町道の宮ノ入大菅線というルートだと思います。初原から346にかけては供用開始に一応なってる。ただ、最少幅員が70センチぐらいしかないところですので、実際的には車が通れないような形になってるという、通り抜けできない形になっております。あと、国道346号から大菅踏切、幡谷の大菅踏切までにつきましては、供用が開始されていない区間となっております、そちらのほうも車が当然通れないようなルートとなっております。先ほども申し上げましたけども、これは漁業復興交付金事業の漁業集落効果促進事業という形でなっておりますので、その集落以外なかなか事業を持ってくることができないということがあります。手樽地区でも何回か協議を重ねて、させていただいて、やっと富山の避難路が認められたというケースになっております。そういったことがありまして、どうも復興交付金事業ではそちらのほうは事業実施できなかったという形になっております。

今後につきましては、そういったルートも考えまして将来的なものを計画していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） これで終わりにしたいと思いますけども、今お話しありましたが、泉ヶ原からの大菅線、現況は今担当課長がお話ししたようなケースにはなってますかね、昭和30年代後半からずっと見てきますと、リヤカーが通り、人の生活、経済活動のために往来してきてる、リヤカーのあと耕運機まで通ってますから2メートル70くらいはあったんだろうなというふうな状況です。いかんせん町側の町道管理の手が及ばなくなってあのような狭まった状態になってると。しかしながら、町道認定はそのまま生かされているんだよというところを、もう少し担当課長のほうにもご認識いただきたいということ。

それから、今漁業集落云々って、いわゆる財源手当て上の問題を私は問題視するんじゃないかって、捉え方として震災起きたことよってのこうした交付金事業を、例えばこれは何ていうんですかね、タイムリーなヒット策だなと思いますけども、例えば桜渡戸の集会所、コミュニティ施設なんかもできてるような状況もありますから、そういった震災絡みで、これは頭のひねりが大事なんでないかなと思ったりもするわけですよ。今回反省としていろいろ持ちながら、その辺も踏まえて描いていただけたらよかったな、今後何かこういったことのお機会が起きたときには、そういった大局的な見方をされるようお願いしておきたいというこ

とであります。

以上、私からは4点にわたりましての質問でした。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ただいま道路網の話で今回は富山ということで復興事業で対応させていただきました。そうでない宮ノ入大菅線、1級町道、ここは正直言って私ごとですけども、私の親父が学校に通った通学路であります。そういうことで今ちょっと確認はしたんですけども、この復興事業で取り組むことができないかとか、そういう事前な話はしてます。これはしてます。

ただ、その辺はさっき言ったいろんな復興事業云々かんぬんの中では対応できないという、一つの復興庁との調整の中に出てきてるよということです。ここは1級町道なので昔からいろんな土地利用とか、あと昔は幹線、346から初原のほうまでということでいろいろ計画した路線であるということで町としては道路網の循環の一つのつながりとしては重要な路線だなと。ただ、土地利用がちょっと今されてないので通行ちょっとできない状態ですけども、幹線網としての取り扱いとしては重要な路線であるかなということです。

ただ、ここは土地利用とか今いろいろありますけども、土地利用とかいろんな形の中で、この松島の幹線としては考えていかなくちゃいけない路線だろうと。ものをつくれれば維持管理はかかりますけども、そうであってもやっぱり幹線道路の一つであるという認識は持ってます。今後いろんな事業の中で取り組み方、そういうものは検討していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） ただいま質疑中ではございますが、ここで約1時間になりますので、休憩をとりたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

他に質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 8款2項3目なんですけど、仙石線の第2踏切拡幅工事に伴う水路改修工事ということで予算化されて減額されてるわけではありますが、これが平成32年3月完成ということでの説明を受けたわけではありますが、これに伴う避難道路等については、今現状はどのようになって、今後進む方向性はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、これの第2磯崎踏切に係る避難道路といたしましては、磯崎地区から高城地区に抜けるルート、土樋合のほうから光陽台のほうに抜けるルートという形になっておりますけども、松高周辺の部分については完了しているという形になっております。

あと、磯崎地区ですが、県道奥松島松島公園線からあかまインテリアさんのところに抜ける水路がありますけども、その部分については、まだ完成していないという形になりますけども、今年度で完成する予定という形になっております。

あと、線路と並行して走るルートになっておりまして、農協高城町駅、農協から白萩に抜けるルートとなっておりますが、こちらは磯崎踏切までは、農協から行った踏切まで完成形となっております。高城町駅前が完成しておりません。今、用地交渉進めておりまして、今年度で用地の契約をしたいと思っております。あと2年かけまして移転・工事という形で、平成32年度末に完了というのを目標にして今頑張っているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） いち早くここは完成していただきたいのと、それを望んでいるわけであります。

ただ、今お話にありました高城、農協さんから来る第1踏切から第2踏切までの間の、まだ着手してない場所の道路拡幅等については、30年度、ことし年度中ということではありますが、今の見通しとして今の地権者の意向はどのような方向で今地権者の方は動いているのでしょうか。どうしてもこれには賛成、もしくは反対とか代替地を要求してるとか、そういうことで時間をかけてるのかどうか、その辺を含めて説明いただきたいし、またJRの駅のホームに、ホームというか駅舎に入る階段が、あそこは道路できれば直接だろうと思うんですが、その辺を含めたアクセスの道路というのはどのようなになっているのかお聞きしたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、用地交渉の今の段階ですけども、皆さん大枠ではご理解いただいているという形になっております。

ただ、移転を要する方が3件ほどありまして、土井商店さん、あと隣の及川文具さん、あとその隣の小野さんという方が家屋がかかるような形になっておりまして、及川さんは全部解

体するというような形で今のところは話がまとまっております。あと、小野さんが残地のところに残れるかというところで今協議を進めているところでございます。あと、土井商店さんは残地のところには残れないような形になりますので、近郊に移転になるのか、あと無理、ちょっとスペース的にあるものですから、そのスペースを生かして同じ土地に建てかえという形も考えながら今交渉を進めている段階となっております。

高城町駅の前の部分につきましては、ホームというか駅舎の部分が少し高くなっているということもありますし、あと道路もＪＲさんから言われておりますのは駅舎の前にすぐ車道がついてはだめですよという形がありますので、その部分何メートルか前に道路を曲げまして、ある程度人だまりというんですか、歩道的なスペース、あと広場的なスペースを確保しながら段差の解消に努めていきたいと思っております。まだ用地関係まとまっておりませんので、詳細設計やっております。概略設計的なもので皆さんにお話しさせていただいておりますので、用地がまとまれば詳細設計を新たに起こしまして計画をまとめていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○６番（片山正弘君） 用地交渉が一番大切だろうと思うんで、十分に地権者の方の同意を得られるように努力していただきたいと、そのように思ってるわけであります。

また、第１踏切と駅の間にある、あそこに今タクシープールがあって、小関さんのところがあるわけですが、あの辺の一带はどのような感じで用地交渉が始まるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） あのタクシープールの部分につきましては、あれは半分ぐらいなくなるような形で、道路になるような形になっております。当然タクシーをとめるスペース、あと高城町駅に迎えとか来る人たちの昇降スペース、あと一時的に今車を車道にとめて待てる状態ですので、その待てるようなスペースも考えながら今設計入れておりました。用地の変える面積ですか、変える部分はわかってきましたら、その辺はもう一回詳細的にスペース的なものを確保していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○６番（片山正弘君） そうしますと、前は幾らか小野さんの後ろ側のほうにタクシープールのような感じで駅前プールを考えたというような経緯もあったわけですが、それができないということであって説明受けたわけですが、そうすると今後はタクシープールというのは、あそこは半分以上なくなるとタクシープールとしては使えなくなるというような感じ、

民有地ですから、町の土地でないわけですから、それは別として、駅に出迎えをするためのプールとかそういうふうなスペースというのは今回は考えてはいないのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 家屋のかかる方3名なんですけども、その方がどこにどういったような形で移転とかする、建物建てるとか、なるのが詳細にわかれば、それを確認しまして、スペース的にどのぐらいとれるかというのを確認しないとタクシープールどこに行ったりとかというのがまだはつきりわかりませんので、それがわかった時点で詳細的に詰めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） じゃ、ことしの、それも含めてことしの30年度中には方向性が定まるということでの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 本来であれば、もう6月ごろまで決めたいということがありましたけども、今交渉しておりまして、なかなかそれがまとまっていないのが実情であります。やはり移転がかかるということもありますので、その辺は慎重になっているのかなと思っております。遅くても今年度末までには契約を締結しまして、来年移転かかる方は家屋移転をしていただくという形で考えております。1年間かけて32年度に駅前を工事していきたいと思っております。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 8ページなんですけど、5目の介護保険対策費ということで繰出金312万7,000円減額なっておりますけれど、これはあれですか、何名か複数の職員なんです。1人なんです。ちょっと教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 介護保険職員1名が減になってますので、それに伴う繰出金の減です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） どんな職務の職員が減になったんですか。介護保険運営していくのには支障がないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 減は保健師が採用に至らなかったということで今回減になってますが、現段階では何とか協力しあってということですので、今年度についても保健師は採用ということで募集はしているという状況です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 保健師さんは何か毎年採用するということで動いてんだけど、応募がないということなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 応募はいただいているんですが、例えば教養試験を通らなかったりだとか、そういったことがあって最終的に採用に至っていないというのが現状でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それで介護保険サービスでは影響はないと。影響あるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 鋭意影響のないように努力しております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 少しはあるということなのでしょう。頑張っていたきたいと思います。

それから、先ほども上がっておりましたけれども、コミュニティの助成事業ということで今回は五大堂太鼓ということですが、町内にはさっき説明ありましたすずめ太鼓だったかな、和合太鼓とか品井沼太鼓とかって太鼓を扱う団体がそれなりにあるんだろうと思いますけれども、大体どのぐらいの団体があるんですか。太鼓を扱う団体としては。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

町内には4つの団体がございます。まず一つが松島五大堂太鼓の会、続きまして和合太鼓、3つ目が品井沼太鼓、4つ目が松島祭連竹谷舞、以上4つの団体でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それらの団体から、今回は五大堂太鼓ということで助成ということになりましたけれども、ほかの団体からは備品の購入ということで助成してくださいという要請、要望はございませんか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今のところ、ほかの団体からの助成の申し出はございません。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） この助成金は250万だけど、ほかの団体に分けて助成するということはいかない。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えします。

こちらのコミュニティ助成は1団体1件となっております。ただし1件なので、例えばほかの団体、松島町から2つの団体とかそういった形での申請は、まあ申請、要望があれば可能でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） よく私も地元ですから第五小学校の催しに出たときに品井沼太鼓ということで聞かされるし、公民館に来て活動したりしてるんですけど、この間教育長と一緒にあったときに教育長も感動したようでしたけれども、子供たちが一生懸命やってんのね。そういう場合、この企画とは関係なくなってしまうんですけども、教育委員会から、ああいうものを見たときに助成というのは難しいんでしょうか。ちょっとそれてしまいましたが。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） お答えします。

助成ができるかどうかということにつきましては、これちょっと町長と相談するというような話になるかと思いますが、やってる内容については、私も高く評価しておりますので、もしその太鼓とかにふぐあいが生じたら備品購入という形も可能ですので、その辺については第五小学校から教育委員会に購入したいんだというようなことがあれば何とか対応できるかと思います。

ただし、教育の場の第五小学校用の備品という形になってしまうので、それについては第五小学校からお借りするという形になってくるんですが、やり方はいろいろ考えればいい案が出てくるんじゃないかと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私も確認したわけじゃですけど、あれは学校の備品でないと思うのね。個人で用意したものだと思うんですよ。ただ、竹筒をたたいているんで、本来ならば太鼓が必要なんだんですけど、買えなくて竹でやってるという状況がありますので、町長も教育長もご相談の上、対応していただければなと思って、終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） もうほとんど聞かれてしまったので、私もちょっとコミュニティのやついろいろ調べてみました。大体上限額250万円と、こういうことで今回満額助成いただいたということで、よかったなというふうに思っておりました。条件としては、宝くじの事業だよということをきちんとアピールしてくださいと、こういうことで非常に使い勝手のいい助成金だなと思って見させていただきました。

見ましたら、調べてみたら、全国で全額で25億だか250億ぐらい助成金で配られてるんですね。物すごい数なんです。平成30年度のやつ、いろいろ見てみたら今お話しあったように太鼓関係結構多いんです。それから、今太鼓修理の話が出ましたけど、太鼓の修理でもちゃんと助成金もらってました。それから、おもしろいなと思ったのはLEDの街灯を、これでもらってる場所あります。昔、品井沼の駅前には組合かなにかつくって街灯やってて、これからどうすんだべなんていう話があったんですが、そういうところをコミュニティということでくくってあげると街灯がつくんじゃないかなと思ったり、それから町内ではごみが散乱して困ると、こういう場所があって網かけてるところがありますね。クリーンボックスというのでもらってる場所があるんですね。青森県なんかこれ結構ありましたね。そういうことで、ごみの集積に対応するということも可能なのかなと。そうすると衛生組合との関係でうまくことできるんじゃないかなと勝手な想像をいろいろ膨らませていたわけです。

全国にさまざまなそういう町内会、コミュニティ、さまざまな活動をやってる団体に対してこういった助成金がやられてるということで、7月から8月にかけて町内の町内会、各種団体にいろいろ声かけますよというお話、さっき答弁でされてましたけども、どういうものが該当するのかということを詳しく情報として提供してやらないと、なかなか声が上がってこないんじゃないかなと、そんな気がしたので、ぜひ31年度に向けて具体的にこういう事業が該当するんじゃないですか、おたくのほうでこういうのどうですかというところまで踏み込んでやっていただいたらいいんじゃないかなと思っていたんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えします。

まず、最初にこちらの助成なんですけれども、議員がおっしゃるとおり日本全国かなりの数が自治体が申し込んでございます。全国で言いますと、今回こちらのコミュニティ助成、30年度につきましては1,312の団体が申し込んでございます。宮城県に关しますと29の市・町、35の団体に関しまして7,500万円交付されてございます。

交付のコミュニティの中身なんですけれども、各自治体、各地区で創意工夫のもと、いろい

ろな申請がされております。我が松島町におきましても、今おっしゃられたとおり31年度の交付に向けてちょっと中身のほうを検討して勉強させていただきながら、いろいろコミュニティのほうに少しでも貢献できるような事業に変えていきたいと思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ、私も初めてどういうのに交付されてんのかなというのを見て、中身が非常に幅も広いし、活用しやすい助成金だなと思ったものですから、ぜひその辺お願いもしたいなというふうに思います。

それから、次ですけども、瑞巖寺の落慶に関連してということで予算が32万5,000円でしたか、計上されているわけですが、私、この落慶関係の事業の内容がよくわからないので、いろいろチラシいただいて、ああこういうことやるんだなというのはわかるんですが、この事業全体でどのくらいの予算で行う予定になっているのか、その予算の内訳というのはどういうふうな形になってるのか、どんな事業にどのくらいというのが一つと、そのお金、予算の出どころはどっから何ぼ出るのかということも含めて教えていただければいいかなと思ったんですが、その辺お願いをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 瑞巖寺の落慶慶祝前夜祭会記念事業に係る予算規模につきましては、私も慶讃会の予算全てはちょっと把握しておりません。その予算の原資は全て協賛金等で賄ってるというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 協賛金、ほとんど協賛金なんですか。町が出すのは今回これだけということになるのか、観光協会からの補助金とかそういうのは全然ないのか、その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 町が記念事業でかかわって出すお金につきましては、この32万5,000円だけです。いわゆるブルーインパルス飛行とブルーインパルスJr.の展示と、この分につきまして町が直接航空自衛隊とやりとりをして進めているものということで、その認識で進めております。

また、観光協会から慶讃会への補助金は出ておりません。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、駐車場というのはどこの借り上げということになるんで

すか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 駐車場のほうにつきましては、その武者行列の際、12時40分から3時の間交通規制が入ることがございまして、町事業として行う観瀾亭の来賓の観覧事業の際におとめいただく駐車場ということで、田町にある民間の駐車場を、こちらのほうを今回借上料として計上しております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） これは何カ所、何台分ぐらい確保してんですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 駐車場のほうの確保場所は1カ所でございますが、15台、1台1,000円で15台・1万5,000円ということで、今回こちらのほうの19万5,000円のうち1万5,000円が駐車場借上料というふうになっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、その他というのは何が入ってくるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） それにつきましては、ブルーインパルスJr.の行われる場所が松島観光物産館ということで、あそこの駐車場を借り切って行います。その際、観客席と演舞していただく境をつくるためのポールベルトといいまして、ポールとベルトをつなぐような、その部分を借りる借上料というふうになっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、そっちのほうは金額的には大きいということね。予算のときにも言うんだけど、金額の小さいのが名前出てきて、大きいのは何かどっかに隠れるって、何かおかしいような気がするのね。ぜひこういうのを気をつけて予算の計上でもやっていただきたいなというふうに思うんです。私。このポールベルトというのはそんなに高いものなのかなという気もしないでもないですけども、それ以外はないということによろしいかどうかを確認したいということと、次の質問にいきますけれども、避難道路の関係なんですけど、先ほどもお話しあったんですが、効果促進事業ということでやられて、地域の人にとっては大仰寺さんのところに上っていくのにもちょうどいい道路になるのかなと。でも避難しなければならないような状態になったときは、三浦避難所は下にあるわけですよね。だから避難道路ではあるんですが、大仰寺の住職さんが避難してくる道路になるのかなとか、そ

んなふうにも思っているわけなんです、その辺ちょっと矛盾があるんでないかなと思って
いたんです。避難所は下で道路は上に上っていくと、ちょっとその辺どうなのかなという思
いがあるんですが、その辺は効果促進事業といえども本来どうだったのかという気がするん
ですが、どうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 富山の避難道路につきましては、実際のところは大仰寺さんの富山
から観光客も含めまして避難所という、三浦の避難所まで移動できるようにという形で計画
をしております。それもなんですけども、あとふだん使いをどうするのかということもあり
まして、一番は富山の避難道路という形の避難路というか、あそこの整備もしたいというこ
とで、あわせまして復興庁のほうに協議をしたという形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなか観光客もそんなに多いわけではないと思うんですが、むしろ大
仰寺さんのところにいたほうが安全なのかなと、そんな感じもしないわけでもないですが、
わかりました。

それから、道路の構造材との関係で舗装材、モルタルということで選んであるんですけど
も、アスファルトだったりコンクリートだったりでなくてモルタルにしてんのは強度とかい
ろいろあるんだと思うんですが、どうしてこれモルタルになってるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 済みません。モルタルというのは……（「スロープのところ……」
の声あり）基本的に階段工及びスロープ工につきましては、擬石のコンクリートブロックで
表面を覆う形になっております。モルタルにつきましては、そのコンクリートブロックの下
地ですね、下地の部分にモルタルが入るということで、路盤材を敷きましてモルタルで調整
をしまして、その上に擬石ブロックを置くという形の構造となっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、路盤材の上に地先境界ブロックというのは、これはあれね、
モルタルの全面を覆うということなのね。これ見てね、最初の四角い大きいやつだけなのか
なと思ったの、このブロックが。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 資料の２ページ目の、これは階段工の平面図とスロープ工、断面図とスロープ工がありますけども、まず一番下に基礎碎石というのを敷きまして、これ10センチになっております。その上にモルタルになりますけども、これは調整のためのモルタルだけでありますので、３センチ以下という形になりますけども、それを敷きます。階段とスロープの両端につきましては、地先境界ブロックでとめまして、その中を擬石ブロック、平板ブロックと、あと階段工につきましては、階段ブロックで全部仕上げるというような形になっております。以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ２点お尋ねいたします。

今の富山のことはなんですけれども、説明資料に誘導灯とありますね。600メートル、その何カ所、住宅地の部分のところは何カ所。それからその上、山岳ということですか、33メートル、それぞれ何カ所ぐらいずつの誘導灯なのか。または、この誘導灯というのはソーラー形式なのか、それらをちょっとお尋ねいたします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 避難誘導灯につきましては、全部で7基計画しております。5基が今道路がある部分のアスファルト舗装がある部分ですね、現道がある区間が5基です。あと、階段部につきましては、階段の一番初めと終わりのところに2基を予定しております。

また、階段部につきましては誘導灯ではありませんけれども、一応同じようにフットライトという形で考えておりまして、フットライトにつきましても16基設置はする予定であります。

（「もう一回、ちょっと聞こえない」の声あり）階段部の部分にフットライトの計画もあります。こちらは低いところで少し光を出すような形になっておりますけども、階段部につきましては、実際夜、そこの防犯上ですね、通ることがいいのかということもありますので、地元さんと、あとお寺さんと話ししながら、その辺は設置を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） やっぱこういう由緒ある、本当に表参道、こういうところは、本当に一般住宅のところは何かあった場合は緊急的に直すこともあるけれども、その上というのはなかなか手つけられない。まして文化財の関係もあるかもしれませんけども、そういう中で今回こういうふうにして復興事業の中の一つとして認められるということは、本当にすごくいいことだったのではないかなと私は思うんです。この機会なかったら、これはなかなかで

きないと思うんです。そういう中で5基と2基の誘導灯ということなんですけれども、全くソーラーとかなんかというのは全く考えなかったんですか。電気代、その上のほうとか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 済みません。先ほどちょっとその説明が足りておりませんでした。済みませんでした。

誘導灯につきましては、ソーラーで考えております。ただ、あそこは山岳部に入りますとなかなか光も通りづらいというのがありますので、その辺考慮しながら、基本的にはソーラーで考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） わかりました。これはこの機会だからよかったと思います。

それと、ちょっと今先ほど教育長とはちらっと立ち話で話したんですけれども、ちょっとこれは言うかどうか迷ってたんですけど、実は落慶法要の部分で武者行列が初めて松島で行われる。政宗公役が聞いた話によると泰宗様、2代目の忠宗公が千葉雄大さん、それからもろもろ出て、そして花山の鉄砲隊とかいろんなところにも協力をいただくと、これはもう初めてのことであります。仙台の、ご存じだと思いますけど、青葉まつりは恒例になってます。そういう中で、この45号をとめると、そういう、あといつなるかわからない。できたら私は毎年やってほしいと。この機会に。それは後ほどありますけど、この機会ね、私は父兄の方にも、まあ全部じゃないですよ、3人ぐらい、この機会に子供たちに見せてほしいのと、そういう時間とれませんかねというようなことを聞いて、そうだよと、子供たちにこういう機会に見せてほしいと、今回で終わるかもしれない、あとで二度と見られない、そういうことで、そういう思いをどのように、教育長もそういう思いはあったと思うんですけれども、どのような検討をなされておりますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 今のご質問なんですが、松島に住む子供たちにとって、この瑞巖寺というのはどのくらいの重みがあるかというのは私自身が一番知っているのではないかなと思っております。そして、まして平成の大修理ということで10年に一度の修理を子供たちの前でご披露するという中で、何点かちょっと今からお話したいと思うんですが、教育効果としては社会に参勤交代とかそういう武者行列とかという話題に触れてますので、決して逸脱した、これを見ることによって逸脱した教育効果を求めているということとはございません。それから、もう一つは松島は観光に結びついて経済が発展してるということで、これは小学校

6年生が勉強する一つの中に入っております。この2つで、2つだけでも十分にこの武者行列を見る価値があると私自身も判断しました。

ですから、原案が出た5月ごろから松島、5月の中ごろから松島第一小学校の校長先生と意見交換をさせていただきました。何点か、その交換の中でできなかった部分について少しずつお話しさせていただきます。

まず、武者行列は午後1時から2時ということですので、子供たちの給食については12時半でございます。12時半なんですけど、少し早めてもらえば何とかこれはクリアはできるだろうと。ただし、低学年はちょっと厳しいだろうと。機動力ある6年生・5年生がぱぱっと食べてぱぱっと行くという形が一番いいのではないだろうかと思っております。

ただ、武者行列の、この場合、俳優の千葉雄大さんの人気によってどのくらいの人が集まるか、私もはかり知れなかったんで、それで例えば6年生2クラスですから60人、その時刻に合わせて行ったときに、松島第一小学校だけそこをちょっと60人分あけてくださいと言えるものなのかどうかということで、いろいろこれも校長先生と検討した結果、それは幾ら松島に住む子供でも厳しいのではないかなというような話で、そうすると6年生、高学年を連れていったとしても、やはり安全面で厳しいのではないかなという話に落ちついたところです。

ぜひ本当は、何ていうんでしょう、その武者行列あるいはおみこしが、松島のおみこしが全部来るということも含めていろいろ経験させたいなと。この後、杉原議員のほうから体験学習というのがあるんですが、まさに体験すること、なすことによって学ぶということになると思っはいるんですが、今回は泣く泣く断念せざるを得なかったということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ご検討なされていたということで、泣く泣く断念だと、残念ですね。これ瑞巖寺さんとか松島町とか、そういうことで協議、学校だけで、校長先生・教育長だけで検討されたのですか。町含めて、そういう瑞巖寺さんも含めて可能だったのではないかなと思うんです。場所は。ほかの観光客の方もご納得していただいたかもしれません。こういう検討というのはなされましたんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） そのことについては、正直言って検討はしていませんでした。学校の校長とやれるかどうか、安全に行えるかどうかだけの検討だけであったことをお答えしたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） これ以上言っても、学校で決めたことだから本当に残念、5年生・6年生だけ早く帰らせるというようなこともできないんでしょうから、本当にできたらもう一回検討しなおして、瑞巖寺、あの参道一角でもいいから確保できればなど、その点について頑張りますから、私も、もしよかったらよろしくまた再度検討していただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 他力本願になってしまいましたけれども、もしそういうようなお話があれば時間がないところではございますが、再度検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他にございませんか。7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 7番澁谷です。8款2項の富山避難路整備事業、大分質疑尽くされたような気がするんですが、私お聞きしたいのは、駐車場工があるわけですが、これは町有地なのか、それで何台ぐらい可能なのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 駐車場につきましては、町道三浦線の入り口側に計画しております。こちらにつきましては、もともとは民地でした。買収済みとなっております、駐車場の台数につきましては、大型車2台、あと普通車14台をとめられるという形で計画しております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 次に、階段工があるわけですが、距離的にしますと270メートルあるわけですが、あっ330メートルですね。そうしますと、1メートル3段として単純計算で900段ぐらい、以上あると思うんですが、いかがでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 済みません。階段の段数につきましては、確認しておりませんでした。申しわけございません。

それで階段になりますけれども、階段につきましては、文化財保護課との協議をしてる中で切り土・盛り土を極力抑えるというような形で計画しておりまして、現況勾配に近いような形で階段勾配をセットしております。一番緩い階段で20%ぐらいです。一番きつい階段では現道部から入ってすぐの部分になりますけれども、あそこの部分で37.5%という形になってお

りますけども、それで階段勾配をセットしたという形になっておりまして、本当に緩い区間はスロープで全部つくっていくというような形になっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 階段につきましては、名称を出しては悪いんですけど、塩釜神社みたいに余りにも広い階段と、とても狭い、私ども高齢者には大変厳しいような狭い階段もありますので、その辺を、階段の幅ですね、これは設計の段階で考えた、どの辺に基準を合わせてやっているのかお聞きたい。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 階段の一段当たりの高さにつきましては、15センチです。ですので、普通の階段よりは蹴上げ幅、高さというんですか、その高さについては、低いような形になっております。今は15センチがバリアフリーとかいろいろ考えていきますと、その高さになるのなと思っております。

あと、幅につきましては、一番狭いところで、こちらの断面図にもありますけども、40センチになります。広いところで75センチという形になっておりまして、その幅によって階段の勾配が変わってくるというような形になっております。以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第36号平成30年度松島町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号 平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号） について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第37号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第37号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第38号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 8ページの最後の職員数のところで、補正前が10、補正後9ということで1名減ということになっておりますが、その理由はどんな理由なのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり下水道事業特別会計1名減という形になっております。1名減の内訳、給与等の明細を見ていただくと管理職1名の減という形になりまして、一般職員の減という形ではなっていないというような状況になっておりますので、管理職1名分だけが減ったというような状況でございます。以上でございます。（「はい」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第38号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第39号平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今さら聞くのとも思いますけれども、ちょこっとこの補正予算見ておりましたら、30年度の当初予算案の第4条では資本的な収入額が云々とあって、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとなっておりますということで云々とありますが、今回過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額という文言は予算、当初予算ではなかったんですけど、今回出てきました。これはこれでよろしいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額というものでございます。こちらにつきましては、29年度の建設改良に要した消費税、こちらがこちらの過年度、要するに1年を繰り越ししておりますので過年度という形になっております。こちらの過年度の部分をここに表示することについての是非という話が必ず出てくるかと思いますが、こちらにつきましても、うちのほうでも専門のほうに確認をさせていただきましたが、総務省の通達というものがございまして、そちらの中に予算第4条括弧文につきましては、当年度において資本的支出の財源として取り崩す予定のあるものを全て計上しなさいというような表記がありまして、そちらのほうを我々の町としては採用させていただいております。こちらにつきましては、仙台市初め近隣の市町村もほぼ同様な形になっております。

あと、こちらの過年度という形になっておりますが、それでは現年度という話になるかと思いますが、現年度というものについては、ことしの30年度で発生してくるものでございますので、これも総務省の規定では古いものがあるものから全て充てていきなさいというルールがございましたので、こちらのほうで表記をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） あのね、ちょこっと質問の前にお話ししたから、みな答えてくれたようだけれども、私最初に聞いたのは、予算に文言はなかったのに補正で出てきたんだよということで、これはこれで正しいんですかということを知っているわけ。当初予算になかったのにと。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） お答えさせていただきますが、当初予算のときには過年度、消費税の部分でございますが、それがまだ確定していないという部分があったので、内部留保の中で損益勘定留保資金のほうを、まず充てさせていただいて、予定としてこれを取り崩すんですという表記にさせていただきました。

今回補正予算につきましては、消費税のほうは確定をさせて、ほぼ確定したということで今こちらに記載できるものを記載させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。さっき現年度ということでお話しされたようですが、他市町の補正予算見ると、やっぱり過年度ではなく当年度分ということで出てきてる市町村もあるんですよ。これはどちらでも正しいということですか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 過年度留保資金の取り崩しの手順というのがございまして、過年度分を留保している自治体につきましては、過年度分から充てるものを出しなさい。過年度分を既にもう前年度のほうで使い切ってる場合については、当年度分をもって充てなさいというような形になってるところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 過年度となると、さっき所長が言ったように29年度の分ということになりますよね。そうすると、今回2,531万というちょっと大きな額になったのは二子屋浄水場の工事かなんかの影響なんだろうということなんですけど、地方公営企業会計は3月31日で会計閉鎖になりますので、それはそれでいいということですけども、ただしこれはやっぱり一般会計と同じで監査委員の審査も受けないと、それから議会の認定もされていない中で昨年の留保資金、消費税、そういうものを30年度に利用可能なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君）　こちらにつきましては、公営企業法のほうで決算の調製につきましては3月31日をもって調製をするという形になっております。確かに公益企業法の中の決算の認定であるとか、それらについては、3カ月を経過した後の議会に監査委員の意見を付して提案するというような形にはなっておりますが、公営企業法につきましては、3月31日で締めているという部分もございますので、基本的には先ほども言いましたが、通達のとおり、基本的には今わかり得る情報につきましては、全てそちらで明らかにするという形をとらせていただいているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　それはわかります。3月31日で締めるというのはわかるの。わかるんだけれども、その段階でまだ監査委員の審査も受けてないでしょう。それから議会の認定も受けてない中で29年度の地方消費税、そういうものの、4条予算の差し引きの関係の消費税なんだけど、出てきたときに黙って使えるのですかと。30年度に。ということを聞いてるわけ。

あのね、地方公営企業法とかいろいろ法律があるわけさ。自治法もそうだし、水道会計規程とかいろんなものあるんだけど、いろんなもの見るんだけど、前年度の留保資金を使っていというのはちょっと探せなかったのね。だからそこをちょっと、まあお昼なんで、お昼時間にでも、それは私らが正しいものだと判断できる資料を、説明資料を出してもらって判断したいと思いますので、議長よろしく、その辺お願いします。

○議長（阿部幸夫君）　ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午後0時03分　休　憩

午後1時00分　再　開

○議長（阿部幸夫君）　会議を再開いたします。

ただいま資料が配付されております。その資料を含めて答弁をよろしくお願いします。岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君）　それでは、ただいま資料を配付させていただきましたので、こちらについて概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達ということで、これは総務省から出てる昭和27年公営企業法等が発せられたときに基準としてこういうものを使ってやってくださいという内容で出た内容でございます。

その内容で今回の予算様式4条文というところがございますが、そちらに該当する部分が12

から14まで掲載しているところでございます。

まず12の部分でございますが、損益勘定留保資金とはこういうものですよ。13につきましては、繰越利益剰余金というものはこういうものですよ。14として記載しているのが、利益剰余金のうち法定積み立てとか処分にあっては、本年度において資本的支出の財源として取り崩す予定のもの等を掲げるものであるというような記載がされているところでございます。こちらにつきまして最後の14の後段の部分になってしまうんですが、あくまでも内部留保資金というものは現金として一致するものではございません。ですので、執行に際しては現金の状況を把握した上でしてくださいというような記載がされております。

今回の内部留保資金につきましては、公営企業法では4月から3月31日までを単位とするという形で事業を進めているものでございます。

ですので、我々としては、参考に申し上げますが、4月の20日とかに例月を行うんですが、そのときには既に決算として調製した資料を例月出納検査のほうにも提出させていただくというようなスタイルをとってるところでございます。

こちらの文面が厳密に書いてるのかという部分でいきますと、事細かく記載してるという状況ではございませんが、こういった考えに基づいて我々としては今回の補正予算のほうに計上させていただいたというものでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） いろいろ資料出していただいて、いろいろというか、資料出していただきました。この資料を見る限りでは、ですから決算の認定が必要なのではないかという思いが、なお、してきました。何度も言うように3月31日に出納閉鎖するのはわかりました。例月で20日に審査受けるのも、4月20日ですか、受けるんですね。年度末のは。ですけども、その例月審査受けたから監査委員の審査終わったというわけではないでしょうと。決算というのはあくまでも監査委員の意見をつけて町長に提出して、議会に提出して、今度は議会がそれを認定して、その後に年度末の決算の金が余った、留保したものを使えるようになるのではないかとということなんです。認定を受けないうちに使っていいんですかということなんです。そういうものを書かれた資料というものはあるんですかということを知りたいわけ。何の法律にそういうものがありますか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 先ほどもちょっとお話をさせていただいたところでございますが、厳密に言いますと具体的にこういう部分についてこうなさいという部分の書いたもの

というのは、私も参考図書とか見させていただきましたが、実はございません。

ただ、あくまでも公営企業法としては3月31日で一応決算が確定しているよという部分と、公営企業法、基本的に発生主義ということで、既に発生してるものについては表記をする、公表するというのが基本だという考え方に基づいて我々としてはやらせていただいているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） だから、何度も言うように3月31日で締めるのはわかりました。けども、決算の認定を受けないで29年度分の留保資金使っていいんですかということなの。簡単に言えば。認定を受けなくてもいいんですというのが書かっているのがありますかということなんです。証明するものないのですかと。ありませんと言うんでしょう。誰が決めるんですか、使っていいって。そういうことを聞いているわけさ。そこをわからないから教えてくださいって言うわけ。発生主義というのは3条だから、これは留保資金というのは4条で出てくるわけでしょう。4条は現金主義だから。だからそういうものに異同しないんですかって。締めました。けど監査の指摘があって、やっぱりここは間違っていましたというようなことが出てくるんじゃないですかと。そういうときに、こういうもので補正だから、これでもいいんですということでもいいということになってれば、それはそれでいいでしょう。そういうものをちゃんと説明してくれませんかということです。

だって一般会計なんか絶対だめでしょう。認定を受けないのに使って。前年度の分であろうと財調であろうと何であろうと決算が終わった後、次の年度に使えるようになるわけで、決算の認定も受けてないのに去年のやつから29年度の分、財調がこういうふうになったんだけど30年度に使ってしまいますとかって、できないでしょう。普通は。できるんですか。よくわからないですけど、そういうことを教えてくださいって言うことを言ってるわけ。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今内部留保の話でございますけれども、内部留保につきましては4条だけではなくて、もちろん3条予算の減価償却とかそういったものが全て含まれてこちらのほうに計上されてくるという形になるものでございます。最終的には先ほども言いましたが、内部留保というのは現金を伴わない、会計的な話で申し上げると支出という形になります。最終的にはそちらの事業が確定し、発生した段階で初めて内部留保を帳簿上充てると。要するに現金につきましては現金から出すという形でございますが、確かに6月の補正予算にこの記載がどうかという部分でお話でございますけれども、うちのほうも厳密に詳し

い資料がなかったものですから、一応専門のところにも確認はしたんですが、基本的には決算で確定していて発生主義に基づいて公表することが義務であるという部分がありましたので、こちらのほうで専門家に確認しながら、それらについては差し支えないのではないかといったお話をいただいたところでございますので、正しい答えにはなっていないかと思えますけれども、そういう形で今まで進めてきた状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 現金を伴わないものというのは減価償却とかそういうものを言ってるのであって、こっちの消費税とか及び地方消費税の資本的収支の調整、これは現金で納めたりもらってるしてるやつの差でしょう。出てくるのは、留保資金出てくるわけでしょう。これは金がかかわってくるんですよ。所長言ってるのは違うんでないの。これは金がかかわってくるんですよ。だからそういうもので今言ったように減価償却とか現金が伴わないものであっても、そういうものであれば、この資料見れば見るほど決算認定をきちっと受けないとできないのではないかということなのさ。これから考えると。だからそれを証明するものが何もないのだければ、やっぱり意思決定機関の議員とすれば、よしというのものなかなか出てこないから教えてくれませんかと言ってるんです。どうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） いいですか。岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今お話をいただいております。うちのほうでもこちらについて正式なのが載ってないという部分もありましたので、ほかの自治体様初め公認会計士とかも確認させていただきました。厳密にどうやって載せてやるんでしょうかという部分で、まず確認をさせていただいたところによりますと、まずこれらの表記の方法につきましては、実は公営企業法の附則の中にこういう形で文章として記載しなさいよと、補正予算とかそういったものも全部確かにございます。そういったもので載せさせていただいてるというのが、まず一つでございます。

それと、あとこちら一般企業でもそうらしいんですが、基本的に3月31日で確定したもの、そちらについては、もうその次の時点で翌年度に引き継ぐという形の処理をさせていただいてるという部分でございますので、あくまでも内部留保というのは帳簿上に出てくるもので、一応枠としてはこの金額を充てますと。確定してるのは、例えば減債関係でございます。減債積立金とか、もう支払う額について確定してるものについては、これで充てていきますよと。要するに減債積立金が引き当てで払っていきますよという形をとっています。ですので、予算のときにはまだ消費税が確定してなかったという部分がありましたので、損益勘定留保

資金全体としての過年度分の中で帳簿上処理をさせていただきたいということでご承認をいただいております。

それで今回6月の段階でございますので、既に5月の段階でもう4月、5月の段階でもう全て消費税というのは確定してるわけでございますので、一応基本的にはそういう形で載せさせていただいたということでございまして、一応我々としましては、専門機関にも確認したんですが、一応そちらについて、これまで公営企業法が始まってそういった形で進めてきてるという部分もありますので、厳密な資料というのはちょっと見つけることができませんでしたが、そういう形で進めてきたというような状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） そうなんです。今までもそう進めてきたんだろうなと思いながら、何回も言うように認定されていないものを利用できるのかなと。あれですよ、留保財源とかほかの留保財源とか10何億あるんだけど、そいつとか減債基金というのは年度決まっているから留保して崩すことはできると思うんだけど、この消費税というのは、まだまだ3月31日といったものの認定されたものでないから使えるのかなという思いで質問したわけです。

だから、あくまでも補正なんで監査の審査を受けた段階とか、そういう段階において町長に出す、我々に出す数字が変わりますと、それでもいんですということであれば、それはそれでいいでしょう。いいんでしょう。いいと思います。だからそれが許されるのですかということ聞いたわけね。これ以上言ったって、また同じような答弁しか返ってこないの、これね、まあどうなんだろうな、認定前の留保財源を使えるという明確なものがなければ答えることできないんでしょう。明確なものないって言ってんだから。あるの。ないんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 先ほどもお話しなんですが、こうしなさいというような明確な指示が書いてる文献とかそういったものは、見たんですけれども、そういったものは申しわけございませんが、ありませんでした。

ただ、先ほども言いましたが、公営企業法のこれまでの発足から始まってこういった形で経理をしなさいというようなやり方があったものですから、それをずっと今まで採用してきているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 終わりますということにしておきましょう。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論
を終わります。

これより、議案第39号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第39号平成30年度松島町水道事業会計補正
予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 工事委託に関する協定の締結について【仙石線高城町・手
樽間第2踏切拡幅に伴う水路改修工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第40号工事委託に関する協定の締結についてを議題とし
ます。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番櫻井
靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 先ほどの部分でしょうかと思ったんですけど、こちらのほうで詳しく
書いてあるので、こちらのほうでさせていただきます。

磯崎第2踏切というふうなことでありますけれども、今年度の分に関しましてはいいんです
けれども、将来にわたってまた工事ということで通行どめというふうな形でかかわってくる
んだと思うんですけれども、この踏切部分、全面的にもう取り壊すというふうな形になるの
か、それとも一部分だけ残して、その分つけ足して工事になるというふうなのか、どちらの
ほうになってるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 踏切の拡幅工事につきましては、平成31年度の9月から2月につ
いては通行どめをやりながら実施しますよという形になっております。磯崎踏切同様に一旦全部
遮断機、警報器関係を撤去しまして新たに踏切をつくり直すという形になりますので、その
まま拡幅、広げるだけではなくて全部新しいものにするという形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） あそこもできて、そんなにたってないですよ。新しくなってから。そういうふうなので大変もったいないなと。今のままだもいいのではないのかなと思う部分というふうなのがあるんですけれども、通行どめにするというふうなことであれば、磯崎踏切の場合ですと5カ月丸々かかったわけなんですけれども、実際工事期間だけを見ているとそれほどかからなかったのではないのかなと。1カ月でも、少しでも少なくなったほうが住民のためにはなるのかなと思うんですけれども、そこら辺もう少し工事期間を短縮できないかどうかは検討なされたのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） やはり住民の利便性を考えますと、時間短くしたい、日数短くしたいというのもありましてJRさんともお話しさせていただきました。JRさんは列車の運行というのが時間をきっちり決めてやってるというのもありまして、その安全確保のためには、やはりやってないような期間もありますけども、それをやっていかないと安全確保できないということで、5カ月かかりますということで今のところはJRさんからの話を受けております。

ただ、まだ少し期間がありますので、もう少し縮められないのかという協議は今後とも進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） できれば短くしてもらえるように協議のほう続けてやっていただければと思います。

それから、拡幅幅なんですけれども、これはちょっと感覚的な問題とはなると思うんですけれども、6メートルというふうな形ではあるんですが、あそこ十字路みたいな形になると思うんですが、6メートルだとそれほど広がったというふうなイメージは多分ならないと思うんです。それで今の段階でも磯崎踏切のほうもそうなんですけれども、踏切上での交差というふうなのはなかなか躊躇するというふうな部分があるんですけれども、あと50センチ広げれば、もう少し感覚的としては踏切上でも交差できるのではないのかなと。特に曲がってくる車と直進する車の交差というふうなことになると、ちょっとそこら辺戸惑う部分というのがあるんですけど、6メートル幅、もう少し広げたほうが運転する側としてはいいのではないかなと思うんですが、そこら辺の間隔はどうなるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 踏切幅につきましては、現在5メートルあります車道を車道6メー

トル、歩道が3.3メートルとなっております。避難道路整備事業につきましては、基本6メートルで整備してるということで6メートルでの整備を計画しておりました。また、歩道につきましては、3.3メートルでありますけども、有効幅員が2メートルという形になっておりまして、あとの1.3メートル部分につきましては、遮断機が入るような形になっております。

6メートル、すれ違いできないんじゃないかという話しでしたけども、確かに磯崎踏切のほうを見てますと丁字路になっておりまして曲がって入らなければならないということで、すれ違いができないという形になっております。こちら側の曲がって入る車は、議員さんおっしゃられるように難しいのかなと思いますけども、直進車については、ある程度はすれ違いできるのかなと。車の幅的には大体2メートル前後だと思いますので、すれ違いは可能だなとは思っておりまして、6メートルという形の避難道路の幅で計画したという形になっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） この踏切ですね、歩道ができてすごく安全になると思うんですけども、確認なんですけども、自転車はこの車道のほうを通行するということでよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 車道幅が6メートルとなっておりますけども、実際のところはほかの踏切でないところを見ていただけるとわかると思うんですが、6メートルの中に端から1メートル、両側1メートルの部分で外測線を引いておりまして、白い白線です。路肩という形で形状しております。実際のアスファルト舗装がある幅は6メートルになりますが、路肩がありますので、通常はその部分を通っていただければなと思っております。踏切につきましても、同じように車道内を通っていただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 今聞いたんですけども、何で言ったかという、磯崎側から高城方面、下り坂になって元気な、元気のいい子供たちは自転車でここを一気に突っ切るんですよね。よく見ると注意喚起の看板がすごく目立たなくて、多分そのまま行っちゃうのかなと。車は見通しがいいので一時停止してるんですけども、自転車、特に子供、元気のいい子供はここをとまらないで突っ切って行っちゃうので、いつも危なく思ってるんですけども、もう少し注意喚起できるような方策というか、そういうのは考えてはないんですか。踏切の工事まで

1年近くあるので、その間もうちょっと意識づけというか、そういうのも必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 踏切につきましては、踏切の注意喚起というのはやってるんですけども、ちょっと手前の歩行者に向けての注意喚起というのはなかなかない形になっておりますので、これは踏切工事とは別に町のほうの前後の取りつけ関係で考えていきたいと思えます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） ぜひ安全面考慮しまして、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第40号工事委託に関する協定の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 工事請負契約の締結について【町根廻・磯崎線高城こ線橋 桁製作工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第41号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 先日、この工事の説明会、住民説明会がありまして参加させていただいたんですけども、やはり夜間の騒音をなるべく静かにということでお話は承ったので、ぜひそれをお願いしたいのと、こちら、住民にとっては念願の橋ができるので便利になると思うんですけども、現状美映から白萩に抜ける道と根廻から上ってくるのが、先ほどもお話ししたんですけども一時停止の看板はあるんですけども、どなたも一時停止しないで、特に美映から白萩は、もう皆突っ込んでくるんですよね。いつ見ても危ないと思っていて、近隣の方

もこの前あそこに横断歩道をつくってくれという話もあったと思うんですけども、もう少し安全に考慮して、もっと目立つような看板とか、あと道路に直に「止まれ」とかというのは書くことはできないものなんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 美映の丘の中の大きい交差点につきましては、今完成形になっていないということで将来形の横断歩道というのは入っておりません。この間説明会やったときにもそういったもので何か安全対策とれないのかということと言われておりまして、塩釜警察署のほうに話に行ってまいりました。実際のところ横断歩道設置というのはできないみたいです。まだ工事期間というのもありますのと、まだ告示も何もしてないという形でありましたので、こちらはその交差点から線路側につきましては、ＪＲさんで施工ヤードとして使うということもありましたので、その施工ヤードとの境をしっかりと明確にして横断的な施設の何か表示できないかなということで今考えておりましたので、工事がもうそろそろ始まりますけども、その辺の安全対策は考えていきたいということで思っております。

あと、一時的な「止まれ」の表示ですか、それもなかなか「止まれ」となりますと看板ですと告示が必要だということもありますので、工事関係の安全看板ということで、その辺は設置させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○１番（杉原 崇君） 全て大丈夫なんですかね。ちょっと不安なんですけども、本当に皆さんとまんないのが危険なんです。ここ。もうちょっと何か目立つような看板あればなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） なるべく目立つような工事看板とか、そういったものを表示していきたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第41号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 物品売買契約の締結について【防災行政無線戸別受信機等
備品購入】

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第42号物品売買契約の締結についてを議題といたします。
提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 難聴区域住民用100台とありますが、具体的なエリアというんですかね、その辺のところと、住民用の部分で、これは貸し出しになるのか、その辺まずお願いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 難聴区域のエリアということですが、難聴区域については町内全体、全町的に点在はしてはるんですが、本年度予定している箇所といたしましては北部地域、いわゆる幡谷地区、上竹谷地区、北小泉地区、下竹谷地区、このエリアを予定しております。こちらの世帯のほうで近年雨台風により河川の増水等が頻繁に起こっているということもありましたので、まずこちらのほうから優先的に貸し出し、貸与のほうを進めたいということになっております。

こちらの中の優先順位なんですけど、一般の町民の方向けなんですけど、説明でも申し上げましたが、例えば高齢者の世帯であったりとか避難行動の要支援者の方であったりとか、こういった方々を優先的に初めに貸与のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 今エリアの部分で、もし資料的にもう少し我々わかるような形で資料あればお願いをいたします。

これ単純に割ってみると単価的に四万七、八千円ぐらいになるようですが、難聴の方以外で、もし個別に欲しいとなった場合には、その辺も対応できるのか。それと、後ろの写真を見ると受信機とアンテナの数が違うんだけれども、この辺の違いを教えてください。お願いします。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 難聴地域以外の方が借りられるかということだったんですが、現在町のほうで想定してるのは難聴区域内の方から貸与を進めるということで計画しておりますので、一般の方が申し出があった場合でも、こちらはまだ貸し出せないというような状況です。

あと、アンテナのほうの数と戸別受信機のほうの数が違うということですが、戸別受信機、アンテナがなくても入る世帯の方もいらっしゃいますが、うちのほうで想定してるのは約3割くらいの方が電波の受信状況が悪く入らない方がいらっしゃるということで、そちらのほうはダイポールアンテナを準備して補助の受信機ということで設置しまして、そちらをつけていただいて良好な電波状態で受信していただくというようなことで数が違っているというような状況です。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監に申し上げます。難聴地域のエリア地域の資料は出せるんでしょうか。

○危機管理監（蜂谷文也君） 地図のほう、追加の指定資料で提出させていただきたいと思います。（発言者あり）

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 設置、難聴エリアの地図ですね、こちらは電波が入る地図はあるんですけども、それ以外のところについては設置箇所数が拾った数字、数値、こちらの一覧表がございますので、そちらのほうは提出できると思います。

○議長（阿部幸夫君） 後藤議員さん、それでよろしいでしょうか。

では、全議員のほうに資料お願いいたします。

後藤議員さん、どうぞ。（「いいです」の声あり）はい。

他にございませんか。2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 納入期限が1月31日ということなんですけれども、こちらのほうもう少し早目に納品というふうなのは考えられないのでしょうか。災害に関することなので秋口くらいから随分そういうふうな話題というのが上がってくると思うので、幾らでも早い時期に整備していただいたほうがいいと思うんですが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 納品の時期ということなんですけど、今回から数が多くなったので若干長目に納期のほう設定してるわけなんですけど、例年の納期の状況を見ますと4カ月くらいでは最低納品していただいているというような状況ですので、何とか秋口までに間に合うよ

うに納品のほう進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） そうですね、この戸別受信機、ネットオークションで出されるケースというふうなのがあるみたいなんです。ですので、それを防止する策というふうなのもちゃんと考えていかなければいけないのではないのかなと思っております。ですから、こちらの、特に配布する場合には「松島町」というふうな部分が入るように、ちゃんとそういうふうなのができるようにとか、そういうふうな対策をされたほうがいいと思うんですが、そこら辺の考え方ありましたらお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） ネットの売買ということで、よく話題にはなってるんですが、松島町としても貸し出すものについては「松島町」の表記はさせていただいております。また、貸し出す際に誓約書のほう書いていただきまして、転売であったりとか又貸しとか、そういったものはしないような形での誓約書を書いていただくということで進めさせていただいておりますので、その辺は対応はしております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 入札参加1者なんだけど、これは随契なのですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） こちらは条件つき一般競争入札での発注方法となっております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） だけど、1社しかなかったということなんですか。これはあれですか、この受信機は同じ製品じゃないとうまくないんでということで、この1社しか取り扱ってないということでこういうことになるのすか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 基本的には親局と同じですね、音声信号に変換する関係があるので親局と同じことになるんですが、取り扱い業者については、今回富士通製のものなんですが、7社対応可能だということではあったんですが、実際発注したところ、1社しか参加がなかったというようなことになっております。（「そういうことでしょうかないのかな。わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑は。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 前にも防災無線についてはなかなか聞こえないということで町場でも家

の中にいると聞こえないとか、雨風強かったりすると聞こえないということで、できれば全戸に戸別の無線機をつけられないのかと、こういうことをお話したこともあるかと思うんですが、そういうお話をして聞いたときには、たしか1個当たり10万近くするんだよという答弁いただいたような気がするんですね。まだ1年かそこらしかたっていないと思うんですが、実際上はもう半分ぐらいの5万弱で1個当たり準備ができると、こういうことになってるわけね。必要な人には、例えば半額補助して購入してもらってもいいですよというような考え方も、私はあってもいいのではないかなという気がするんですが、きょうそれをすぐ答え出せといってもなかなか出ないのかもしれませんが、ぜひそういうこともお考えいただいたらいいのかなと思うんですが、いかがなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 難聴区域内、もしくは区域内、区域外・区域内でも、もしくは高城町のこういうところでも我が家と違って今の新しい建物はすばらしい建物なんで、なかなか聞こえなくなっています。夏場は聞こえるけれども冬場は特に寒さの関係で聞こえないと、そういったところで欲しいという方はどうなのかということだと思うんで、ちょっとこれは検討させてほしいと。ただし、全額負担していただくか半額なのか、この辺についても最初から半額というとな半額になっちゃうし、全額といえは間違いないのであるんですが、その辺についてもちょっと協議していきたいというふうに思います。

それから、あとさっきアンテナの件言われたんですけども、これを配置しても場所によっては、そのアンテナでやってくれないと、呼び込んでくれないと聞こえない地域があって、実質ことし、北部地区に行って、そういう方から実は返すって言われたんです。何でだっていったらば聞こえないんだと。よく。ということだったので、これはまずいということで今見直しも兼ねてやらせてますので、今回入札した分の台数に関しては早目に配備したいというのと、それから今野議員からの質問に関しては少し考えていくと。どういうふうに考えるか別として考えてみたいというふうには思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今町長からすごくいい答弁いただいたと思うんですね。全額はちょっと私も、半額ぐらいとかなんかはやってほしいなと。それでも聞こえないというようなことがやっぱりあると思うんです。それで海岸地区、いろんなところに防災無線ありますけれども、何人の方も質問されておりますが、今後この防災無線の基地、機械器具、それを増設するというような考えは全くありませんでしょうか。やっぱり風の向きとかなんかということで変

わるんですけれども、最低このぐらい、このところはもう少し入れたほうがいいんじゃないか、設置したほうがいいんじゃないかとか、そういうところは皆さん聞いてあるのではないかなと思うんです。そういうことで戸別じゃなくて、今の防災、拡声器を使ってやるとか、そういう検討はありませんか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回の子機もありますけども、今ある既存の防災無線、場所をふやすとかという検討はなかなかしてません。

ただ、エリア的に、部分なところでちょっとふやしたらどうかという検討はしてました。これはちょっとこっちのちょっと南のほうになるんですけども、ちょっと音でこのエリアを組んでいくとちょっと空洞ができる区間がちょっとあったり、そういうところはちょっと逆に1本ふやすことによって対応できないものかというようなところは何カ所か検討はしてます。ただ、それをまず実施しましょうというところまではいってないと。今回の戸別の受信機もありますけども、そういうのを見ながら、ちょっとその辺は含めて検討、今後していきたいというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ぜひご検討いただきたいなと、こう思っております。

それと、この戸別のやつなんですけれども、行政員さんと消防職員、団長ですか、そういう方には配布全て終わったと思いますけれども、まだあと難聴も今度やるということで、そのほかに検討してるというところはあるですか。戸別的にこういうところをやってほうがいいのかというようなところがあれば。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 3カ年計画で行政区長さん、消防団幹部ということ、あとはことは行政委員さんということで配布予定していたんですが、それ以外に避難所のほうで小規模な避難所のほうにまだ全てが行き渡っていないということもありましたので、そちらのほうの避難所のほうにも充足はしていきたいなというふうに考えております。以上です。

（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第42号物品売買契約の締結については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

再開は12日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 4 2 分 散 会